公益社団法人 日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(JBLSF) 事務局規程

(総則)

第1条 この規程は日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟定款第47条の定めるところにより、日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟事務局(以下「事務局」という。)における事務の能率的な運営を図るために定める。

(組織)

第2条 事務局に次の職員を置くことが出来る。

事務局長 1名

職員 若干名(事務局次長、臨時雇用等を含む)

第3条 職員は会長が任免する。

(所管業務)

第4条 事務局は次の業務を処理する。

総務関連

- (1) 定款及び諸規程に関すること
- (2) 理事会に関すること
- (3) 文書及び連盟印、職印の管理に関すること
- (4) 役員に関すること
- (5) 職員の給与、福利厚生に関すること

企画関連

- (6) 加盟団体に関すること
- (7) 国際ボブスレー・スケルトン連盟(IBSF)並びに国際リュージュ連盟(FIL)に関すること
- (8) 中長期的な事業方針の立案に関すること
- (9) マーケティングにかかる企画立案、及び実施に関すること
- (10) 各委員会に関すること

財務関連

- (11) 収入及び支出の執行に関すること
- (12) 現金、預金等の管理、出納に関すること
- (13) 財産及び物品の管理に関すること

(職務)

- 第5条 事務局長は、会長の命を受け局務を掌理する。
- 第6条 職員は、事務局長の命を受け、所定の業務に従事する。

(事案の決済及び専決)

- 第7条 会長は次のものを決裁する。
 - (1) 理事会が決定した事項の執行で、特に重要なものに関する事案
 - (2) 本連盟運営に係る重要方針に関する事案
 - (3) 予算の編成及び決算に関する事案
 - (4) 理事会の運営に関する事案
 - (5) 定款に関する事案
 - (6) 特に重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案
 - (7) 特に重要な公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関する事案
 - (8) 職員の任免(昇任、昇格を含む。)、分限、懲戒及び表彰に関する事案
 - (9) 1件 100万円以上の収入及び支出に関する事案
 - (10) その他特に重要な事項に関する事案

- 第8条 専務理事は次のものを専決できる。
 - (1) 理事会が決定した事項の執行に関する事案
 - (2) 諸規程に関する事案
 - (3) 重要な事項に係る報告、答申、進達及び副申に関する事案
 - (4) 重要な公表、申請、照会、諮問及び通知に関する事案
 - (5) 職員の給与に関する事案
 - (6) 1 件 10 万円以上 100 万円未満の収入及び支出に関する事案
 - (7) その他重要な事項に関する事案
- 第9条 事務局長は、次のものを専決できる。
 - (1) 定例的な照会、回答及び通知並びに軽易な会議に関する事案
 - (2) 一般的な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事案
 - (3) 一般的な公表、申請、照会、回答及び通知に関する事案
 - (4) 職員の出張に関する事案
 - (5) 1件 10万円未満の収入及び支出に関する事案
 - (6) 臨時、嘱託、パートタイマーの雇用に関する事案
 - (7) その他比較的重要な事項に関する事案

(代理処理)

第10条 会長不在の場合は専務理事、専務理事不在の場合は事務局長が、その事務を代決する。

第11条 事務局長不在の場合は、予め指定した職員がその事務を代決する。

(代決後の処理)

第 12 条 前条の規程により代決したもののうち、重要な事案については、代決者又は起案者は、事後速や かに決裁又は専決できるものの承認を得なければならない。

(会計)

第13条 事務局の会計については、別に定める規程による。

(旅費)

第 14 条 役員及び職員が業務のために国内外旅行をする場合の旅費は、別に定める旅費規程により支 給する。

(選手団派遣費)

第 15 条 選手団の国内外旅行に係わる旅費については、前条の旅費規程を準用する。

(役員及び職員以外の者の費用に弁済)

第 16 条 役員及び職員以外の者が、本連盟の依頼に応じて業務のために旅行する場合の費用の弁済は、 別に定めるところにより支給する。

(服務)

第17条 職員の服務については、別に定める。

(給与)

第18条 職員の給与については、別に定める。

(補則)

第19条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規程は 1995 年(平成 7年)10 月 13 日から施行する。

2019 年(令和元年) 7 月 1 日 一部改定